

令和7年度事業計画(案)

基本方針

公益社団法人としての社会的使命に基づき、獣医師が専門的知識・技術を生かし、人と動物がよりよく共生していける社会(ワンヘルス)の実現を目指す。

事業活動

I 学術普及向上事業

1 学会等への参加・獣医技術高度化への支援事業

- (1) 獣医学術・獣医療の専門的知識や高度な技術習得のため各種学会や、人材育成を図るため講演会・セミナー等へ参加する会員に対し助成する。
- (2) (公社)日本獣医師会等が行う獣医学術・獣医療向上のための事業への参加、協力を図る。
- (3) 県等各種団体が行う発表会、研究会等に共催、後援等を行う。

2 研修会、講習会などの開催

小動物臨床部会、公衆衛生部会、産業動物部会の三部会がそれぞれ研修会、講習会、セミナーを開催する。

3 獣医師生涯研修への支援

(公社)日本獣医師会から修了書が交付される最新の獣医学、高度獣医療技術等に関する専門分野別の研修会、講習会等に出席できるよう支援する。

II 公衆衛生・社会福祉増進事業

1 食の安全、安心対策

- (1) 人に危害を与える食料・食品等の安全性が確保できるよう、県等の事業に協力する。
- (2) 県が推奨する野生鳥獣のジビエ利活用の推進に、衛生管理指導面から協力する。

2 狂犬病予防対策

狂犬病予防事業は、県獣医師会長が県下市町村長との間で「狂犬病予防業務に関する覚書」を交わし、定期集合注射及び動物病院で行う個別注射を実施する。

- (1) 定期集合注射については、各市町村が設定した会場・日時に実施する。個別注射については、各市町村長との契約に基づき、年間を通じて実施する。
- (2) 使用するワクチンは、本会から業者に一括発注し、獣医師に配布する。
- (3) 狂犬病予防の意識向上のため、
広く県民へ情報提供し啓発活動を行う。

3 狂犬病予防対策委員会の開催

狂犬病予防対策委員会規程に基づき、委員を選定し、委員会を開催する。

4 身体障害者補助犬等の健康管理支援

- (1) 盲導犬のフィラリア症予防対策費を助成する。
- (2) 警察犬所有者に健康診断助成券を発行する。

5 学校飼育動物の管理支援

- (1) 公立小学校で飼育されている動物の管理支援のため、(公社)日本獣医師会が作成した「がっこう動物新聞」を県内小学校に年1回配布する。
- (2) モデル校に指定した県内小学校等飼育動物に対し、健康診断、診療、飼育現場の改善指導等を行う。

6 マイクロチップ普及推進

動物愛護管理法及び狂犬病予防法等に基づく、マイクロチップの装着を実施するとともに、普及推進を図る。

Ⅲ 動物福祉普及啓発事業

1 動物愛護・普及活動

- (1) 県等が行う動物愛護に係るイベントに協力する。
- (2) 県等が行う「動物ふれあい教室」等に参加協力する。
- (3) 長年にわたり犬猫を飼養している飼い主に対し、各病院長から長寿犬猫表彰を手交する。

2 小動物夜間診療

犬猫等を対象とした夜間における応急診療、電話相談等に対応する。

3 小動物夜間診療事業実施委員会の開催

小動物夜間診療事業実施委員会規程に基づき、委員を選定し、当番制で夜間の応急診療等を実施する

4 譲渡犬、猫等に対する健康管理支援

県動物管理センター等で譲渡された犬、猫等に診療費補助券を発行する。

5 野猫の避妊・去勢手術への協力

いわゆる「地域猫」の繁殖を抑制し、野猫による被害を防止するため、県内における野猫の避妊・去勢手術事業に協力する。

Ⅳ 畜産業振興・家畜衛生支援事業

1 家畜伝染病対策

- (1) 家畜及び野生鳥獣に係る家畜伝染病の予防対策や原因究明に協力する。
- (2) 県との協定に基づき、県内養鶏場に鳥インフルエンザが発生した場合、死亡野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査を実施する。

2 畜産農家に対する家畜衛生対策

県内畜産農家に対し、家畜衛生の普及啓発等を図る。

3 畜産振興対策

県及び畜産団体が実施する畜産振興対策に参加する。

V 自然環境保全事業

1 ワンヘルスの思想啓発と普及

日本獣医師会が推奨し、当会が目指すワンヘルスの普及を推進する。

2 ワンヘルス委員会の開催

ワンヘルス委員会規程に基づき、委員を選定し、委員会を開催する。

3 災害時動物救護対策

(1) 県との「大規模災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、大規模災害発生時における動物救護活動を実施する。また県が主催する富山県総合防災訓練に参加する。

(2) 災害時動物救護対策委員会が中心となり、大規模災害発生時には「大規模災害時における動物救護活動マニュアル」に基づき救護活動を行う。

4 災害時動物救護対策委員会の開催

災害時動物救護対策委員会規程に基づき、委員を選定し、委員会を開催する。

5 野生鳥獣等傷病治療管理支援

県民から持ち込まれる傷病鳥獣の相談、診療等の依頼に応じる。

VI その他公益目的を達成するために必要な事業

1 産業動物部会、公衆衛生部会、小動物臨床部会の活動支援

2 新川・中央・高岡・砺波支部の活動支援

3 獣医師倫理の普及啓発

4 獣医師道委員会の開催

獣医師道委員会規程に基づき、委員を選定し、委員会を開催する。

5 情報の発信

(1) ホームページの管理

(2) 富山県獣医師会会報「県獣だより」(年1回)の発行

6 国及び全国団体が主催する事業への参加

当会が定款第3条で定める目的を達成するため、第4条及び第5条で定める事業の範囲で、国・県及び団体等が行う事業に積極的に参加・活用する。

7 会員の確保

8 各種情報の提供

9 その他、理事会で承認された事項